

臨時株主総会 招集ご通知

開催日時

2020年10月30日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時30分）

開催場所

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号
東京虎ノ門グローバルスクエア 4階
東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス

第24期定時株主総会とは会場が異なります。
今回の臨時株主総会につきましては、
お土産のご用意はございません。

SAMURAI&J PARTNERS株式会社
証券コード 4764

当日の入場について

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、座席の間隔を拡げますことから、ご用意できる座席に限りがございます。そのため、混乱を避けるために入場は先着順とさせていただきますので、何卒ご理解賜わりますようお願い申し上げます。

CONTENTS

臨時株主総会招集ご通知

株主総会参考書類

- | | |
|-------|-------------------------|
| 第1号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第2号議案 | A種優先株式による
株式交換の件 |
| 第3号議案 | 資本金の額の減少並びに
剰余金の処分の件 |
| 第4号議案 | 取締役1名選任の件 |

議決権行使について

株主総会に当日ご出席いただけない場合は、同封の議決権行使書用紙のご返送又はインターネット等により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。



証券コード 4764
2020年10月9日

株 主 各 位

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号
SAMURAI&J PARTNERS株式会社
代表取締役社長 山 口 慶 一

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますが、新型コロナウイルス感染症の終息が不透明な状況でありますので株主の皆様の感染リスクを避けるために、「郵送による書面投票」もしくは「インターネットによる電子投票」にて議決権行使して頂きますようお願い申し上げます。

なお、書面又はインターネットによる議決権行使方法に関しましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って、2020年10月29日（木曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2020年10月30日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア 4階
東京虎ノ門グローバルスクエア コンファレンス
(末尾記載の「臨時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 A種優先株式による株式交換の件
第3号議案 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の件
第4号議案 取締役1名選任の件




以上

~~~~~  
※当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。


※本総会にご出席される株主様は、当日の感染状況やご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本総会会場において、感染予防のための措置を講じておりますので、ご協力の程お願い申し上げます。

#### 4. 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、以下の方法によりご行使いただくことができます。

| 株主総会ご出席                                                                                                                   | 書面                                                                                                                                    | インターネット                                                                                                                                                                                                    |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|  <p>同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。</p> |  <p>同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。</p> |  <p>当社指定の議決権行使サイト (<a href="https://evote.tr.mufg.jp/">https://evote.tr.mufg.jp/</a>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。</p> |
| <b>株主総会開催日時</b>                                                                                                           | <b>行使期限</b>                                                                                                                           | <b>行使期限</b>                                                                                                                                                                                                |
| <b>2020年10月30日 (金)</b><br>午前10時                                                                                           | <b>2020年10月29日 (木)</b><br>午後5時までに到着                                                                                                   | <b>2020年10月29日 (木)</b><br>午後5時までに行使                                                                                                                                                                        |

#### スマートフォンの場合



同封の議決権行使書用紙副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」をスマートフォンで読み取りいただくことで、ログインいただけます。  
この場合、「ログインID」「仮パスワード」の入力は不要です。  
ただし、上記方法での議決権行使は1回に限ります。  
※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

〔ご注意〕 議決権行使書用紙及びインターネットによりまして、二重に議決権を行使された場合、インターネットによる行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。また、インターネットで複数回議決権を行使された場合、最終の行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

#### システムに関するお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 **0120-173-027**（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後9時まで

#### その他のお問合せ先

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 **0120-232-711**（通話料無料）

受付時間 午前9時から午後5時まで（土日休日を除く）

## 5. その他

- (1) 株主総会参考書類に修正が生じた場合、当社ホームページにおいて、その内容をご通知いたします。
- (2) 株主総会決議通知の発送は取りやめており、本総会の結果は当社ホームページにおいて掲載させていただきます。
- (3) Jトラストカード株式会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容につきましては、法令及び当社定款第14条の定めに基づき、当社ホームページに掲載しておりますので、株主総会参考書類には記載しておりません。

当社ホームページ

<https://www.sajp.co.jp/>

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 定款一部変更の件

下記提案の理由により、定款一部変更のご承認をお願いするものであります。

なお、本定款変更は、本総会におけるすべての議案が原案どおり承認可決されることを条件とし、変更の効力を生じるものとしたします。但し、現行定款第1条の商号変更の効力発生日は、2020年11月1日とし、その附則を設けておりますが、当該附則は、商号変更の効力発生経過後に削除するものとしたします。

### 1. 提案の理由

#### (1) 商号（現行定款第1条）

当社は、1996年2月の創立以来、ネットワークアクセス高速化ミドルウェア「Fast Connector」を中心としたITサービス事業を展開してまいりましたが、2017年5月に社名を「SAMURAI&J PARTNERS株式会社」へ改め、「金融×IT」という新たな分野にて成長すべく邁進してまいりました。

2021年に創立25周年を迎えること並びに、今後のグローバル展開を見据えたFintech事業の成長と確立を目指し、商号を「Nexus Bank株式会社」へ変更するものであります。

#### (2) 目的（現行定款第2条）

当社の今後の事業展開を図る上で柔軟かつ機動的に対応できることを目的として、事業目的を変更及び追加するものであります。

#### (3) A種優先株式発行（現行定款第6条、第7条、変更案第2章の2、第16条の2）

第2号議案による株式交換を可能とするために新たな種類の株式としてA種優先株式を追加し、A種優先株式に関する規定の新設等を行うものであります。

#### (4) 代表取締役及び役付取締役（現行定款第20条）

コーポレート・ガバナンスの強化をはじめとした経営基盤のより一層の充実・強化を図ることを目的として、役付取締役の追加等を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更内容は、次のとおりです。

(下線部は変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                  | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (商号)<br>第1条 当社は、SAMURAI&J PARTNERS株式会社と称し、英文では、SAMURAI&J PARTNERS Co.,Ltd.と表示する。                                                                                                                         | (商号)<br>第1条 当社は、Nexus Bank株式会社と称し、英文では、 <u>Nexus Bank Co.,Ltd.</u> と表示する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1～10 (条文省略)<br>11. 広告代理店業<br>12～37 (条文省略)<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br><br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br><br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br>(新設)<br><br>38. 前各号に附帯関連する一切の業務 | (目的)<br>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。<br>1～10 (現行どおり)<br>11. <u>広告の企画及び制作並びに</u> 広告代理店業<br>12～37 (現行どおり)<br>38. <u>クラウドファンディングプラットフォームの運営</u><br>39. <u>プロジェクトの募集、掲載、資金募集支援に関する業務</u><br>40. <u>ホームページ、インターネット上における情報サービス及びデジタルコンテンツの企画、調査、配信及び販売</u><br>41. <u>インターネットによる通信販売及び仲介</u><br>42. <u>販売促進活動に関するコンサルティング業務</u><br>43. <u>著作権、著作隣接権、工業所有権及びその他の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾及びこれらにかかる一切の管理業務</u><br>44. <u>資金援助契約のあっせんを通じて行われる事業の管理又は運営</u><br>45. <u>募金、募金に関する情報の提供、募金の代行又は媒介</u><br>46. <u>送金・振込事務の取扱い、商品代金の徴収の代行</u><br>47. <u>カスタマーサポートの代行</u><br>48. <u>ブロックチェーン及びAI等の先進技術を利用したプラットフォーム、アプリケーション、各種トークン、電子認証等の企画、設計、開発、運営、管理及び提供</u><br>49. 前各号に附帯関連する一切の業務 |
| 第3条～第5条 (条文省略)                                                                                                                                                                                           | 第3条～第5条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (発行可能株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、139,875,200株とする。                                                                                                                                                          | (発行可能株式総数及び発行可能種類株式総数)<br>第6条 当社の発行可能株式総数は、139,875,200株とし、各種類の株式の発行可能種類株式総数は、次のとおりとする。<br>普通株式 139,875,200株<br>A種優先株式 1,800,000株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| (単元株式数)<br>第7条 当社の単元株式数は、100株とする。                                                                                                                                                                        | (単元株式数)<br>第7条 当社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株とし、A種優先株式につき1株とする。</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 第8条～第10条 (条文省略)                                                                                                                                                                                          | 第8条～第10条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |

| 現行定款 | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設) | 第2章の2 A種優先株式                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| (新設) | <p>(配当金)</p> <p>第10条の2 当社は、当会社定款第37条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式1株につき、以下の算式により算出される額の剰余金の配当を行う。また当会社定款第38条に定める中間配当を行うときも同様とする配当を行う。</p> $\text{配当すべき剰余金の額} = \frac{\text{普通株式1株あたりの配当額}}{\text{A種優先株式1株あたりの払込金額}} \times \frac{\text{A種優先株式1株あたりの払込金額}}{\text{当該配当実施時点における転換価額}}$ |
| (新設) | <p>(残余財産の分配)</p> <p>第10条の3 当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。また、分配後にもなお残余財産があるときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、以下の算式により算出される額の金銭を支払う。</p> $\text{分配すべき残余財産の額} = \frac{\text{普通株式1株当たりの分配額}}{\text{A種優先株式1株あたりの払込金額}} \times \frac{\text{A種優先株式1株あたりの払込金額}}{\text{当該分配実施時点における転換価額}}$                                                                                                                |
| (新設) | <p>(議決権)</p> <p>第10条の4 A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| (新設) | <p>(現金対価の取得請求権(償還請求権))</p> <p>第10条の5 A種優先株主またはA種優先株式質権者は、当会社に対し金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>(普通株式対価の取得請求権(転換請求権))<br/>第10条の6</p> <p>(1) 転換請求権の内容<br/>A種優先株主は、A種優先株式取得日以降いつでも、当会社に対し本項(2)及び(3)に定める条件で、普通株式を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下、「転換請求」という。)ができる。なお、転換請求は、転換請求をした日における当会社の発行可能株式総数の範囲内とし、発行可能株式総数を超える部分については転換請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>(2) 転換請求権の行使制限<br/>前項の定めにかかわらず、A種優先株主は、当会社の取締役会の承認なくして、転換請求を行った後に当該A種優先株主が保有することとなる普通株式の議決権割合(当会社の全ての普通株式(自己株式を除く。)に係る議決権の数に対する、当該A種優先株主及びその共同保有者(金融商品取引法第27条の23第5項で定義されるものをいう。)が保有する普通株式に係る議決権の数の割合をいう。)が15%以上となる転換請求を行うことはできない。当該承認なく転換請求が行われた場合は、上記の議決権割合を超過することとなる部分に係る転換請求は無効とする。ただし、当会社の普通株式につき、株式会社東京証券取引所において上場廃止が決定されたときは、本(2)に定める制限は、将来に向かってその効力を失うものとする。</p> <p>(3) 取得と引換えに交付すべき財産<br/>①当会社は、A種優先株主が転換請求を行った場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当会社の普通株式を交付する(以下、当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。)。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。</p> $\frac{\text{取得と引換えに交付すべき普通株式数}}{\text{A種優先株式1株当たりの払込金額}} = \frac{\text{転換請求が行われたA種優先株式の数}}{\text{転換価額}}$ <p>② 転換価額<br/>当初転換価額は、127円とする。</p> |



## ③ 転換価額の調整

(ア)当会社は、A種優先株式の発行後、以下の(イ)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(イ)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日をいう。以下において同じ。）における当会社の発行済普通株式数から算定基準日における当会社の有する普通株式数を控除し、更に、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、転換、交換または行使により普通株式が交付されるものを指すが、A種優先株式は除く。また、当会社の保有するものは除く。）が当該時点で全て取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(イ)に基づき株主に交付される普通株式数（但し、以下の(イ)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数）とするが、普通株式の株式分割が行われる場合（(イ)(i)の場合）には、株式分割により増加する普通株式数（基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。）とし、普通株式の併合が行われる場合（(イ)(iv)の場合）には、株式の併合により減少する普通株式数（効力発生日（当該併合のための基準日がある場合には基準日）における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。）を負の値で表示して使用するものとする。

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(イ)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(イ)(iii)の場合は当該払込金額（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。）、(イ)(v)の場合は(イ)(vi)で定める対価の額とする。</p> <p>(イ)転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>(i)普通株式の株式分割をする場合<br/>調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(ii)普通株式の無償割当てをする場合<br/>調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iii)以下の(ウ)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合（当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本③において同じ。）の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本③において同じ。）その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。）<br/>調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられた場合には当該払込期間の最終日とする。以下において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(iv)普通株式の併合をする場合<br/>調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(v)取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(ウ)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または(ウ)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）<br/>調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）が交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|         | <p>(vi)上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払いがなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。</p> <p>(ウ)(i)転換価額調整式の計算については、円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り捨てる。</p> <p>(ii)転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。）とする。</p> <p>(エ)上記(イ)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社の取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要な転換価額の調整を行う。</p> <p>(i)当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部もしくは一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。</p> <p>(ii)転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。</p> <p>(iii)その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。</p> <p>(オ)転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(オ)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>(カ)上記(ア)ないし(オ)により転換価額の調整を行う場合、当会社は、予め書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに当該通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。</p> <p>(キ)転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講じる。</p> |

| 現 行 定 款          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|                  | <p>(4)転換請求受付場所<br/>三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部</p> <p>(5)転換請求の効力発生<br/>転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(4)に記載する転換請求受付場所に到着したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p>                                                                                                                                                                                     |
| (新設)             | <p>(株式併合または分割)<br/>第10条の7 当社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。</p>                                                                                                                                                                                                                                                           |
| (新設)             | <p>(譲渡制限)<br/>第10条の8<br/>(1)A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。ただし、担保提供された株式に係る担保権の実行(法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。)に伴う、担保権者又はその子会社若しくは関連会社に対する譲渡による株式の取得については、取締役会の承認があったものとみなす。また、A種優先株主は、当社に対し、当該譲渡の承認請求を行うにあたり、会社法第138条第1号ハの請求を行うことができる。<br/>(2)前号の取締役会の承認なくしてA種優先株式が譲渡された場合、当該譲渡されたA種優先株式の転換請求権は失効するものとする。</p> |
| (新設)             | <p>(担保制限)<br/>第10条の9 A種優先株式を担保に供するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。当該取締役会の承認なくして担保に供されたA種優先株式の転換請求権は失効するものとする。</p>                                                                                                                                                                                                                              |
| 第11条～第16条 (条文省略) | 第11条～第16条 (現行どおり)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| (新設)             | <p>(種類株主総会)<br/>第16条の2 当社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合においては、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株主を構成員とする種類株主総会を要しない。<br/>2 第12条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会についてこれを準用する。<br/>3 第13条、第14条、第15条第1項、第16条の規定は、種類株主総会にこれを準用する。<br/>4 第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議にこれを準用する。</p>                                                                         |

| 現 行 定 款                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第17条～第19条 (条文省略)                                                                                                 | 第17条～第19条 (現行どおり)                                                                                                                      |
| (代表取締役及び役付取締役)<br>第20条 取締役会は、その決議をもって当会社を代表すべき取締役1名以上を選定する。<br>2 取締役会の決議により、取締役社長1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。 | (代表取締役及び役付取締役)<br>第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を1名以上選定する。<br><br>2 当会社は、取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 |
| 第21条～第39条 (条文省略)                                                                                                 | 第21条～第39条 (現行どおり)                                                                                                                      |
| (新設)                                                                                                             | 附則<br>第1条(商号)の変更は、2020年11月1日をもって効力を生じるものとする。なお本附則は、第1条の効力発生日経過後、これを削除する。                                                               |

## 第2号議案 A種優先株式による株式交換の件

当社は、2020年9月23日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、Jトラストカード株式会社（以下、「Jトラストカード」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を実施することを決議し、同日付でJトラストカードとの間で株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）を締結いたしました。

つきましては、本株式交換契約のご承認をお願いするものであります。本株式交換は、当社が発行するA種優先株式（以下、「本優先株式」といいます。）と交換するものであり、Jトラストカードの子会社であるJT親愛貯蓄銀行株式会社（以下、「JT親愛貯蓄銀行」といいます。）は、当社の孫会社となります。

なお、本株式交換は、本総会におけるすべての議案が原案どおり承認可決されること及びJトラストカードの臨時株主総会議案で承認されることを条件とし、2020年11月1日に効力が生じるものといたします。

本株式交換を行う理由、本株式交換契約の内容等は、次のとおりであります。

### 1. 本株式交換を行う理由

#### (1) 背景・経緯

当社グループは、投資銀行事業及びITサービス事業を展開しており、2021年度をゴールとする3カ年中期経営計画「SAMURAI TRANSFORMATION」を掲げ、「既存事業の成長戦略」「安定収益基盤の構築戦略」「グループコラボレーションによる成長戦略」を基本戦略として収益性向上に取り組んでおります。今期は、既存事業に加えFintech事業の構築を目指し、クラウドファンディング分野を成長させるべく、システムや体制構築に対する先行投資や新たな個人向けクラウドファンディングサイト開始などの取組みを実施してまいりました。しかしながら、業績は4期赤字が続いている状態であるため、早急に経営基盤を強固にすることが重要な経営課題の一つとなっております。

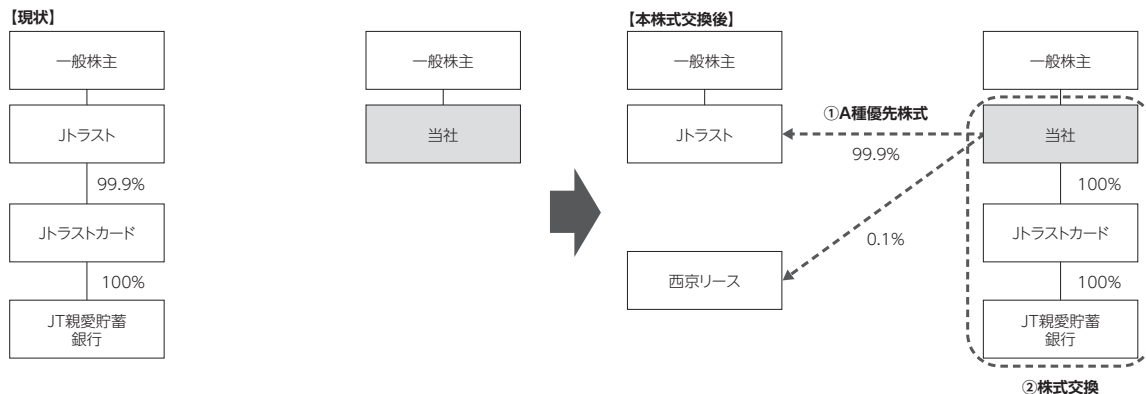
一方、Jトラストカードの親会社であるJトラスト株式会社（以下、「Jトラスト」といいます。）は、安定的に利益を出す優良事業（日本金融事業、韓国金融事業）が存在するものの、東南アジア金融事業、投資事業の業績低迷により、全体として市場での評価は低い状況が続いていることが重要な経営課題の一つとなっていると聞いておりました。また、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により世界各国で経済環境が急変し、先行き不透明感が増している中、各国の政治や経済の情勢、事業の収益性などを個別に精査し、事業環境の変化の大きい「ウィズコロナ」の経済に最適化した、必要な時に必要なだけの手元流動性の確保と将

来に亘っての収益性のバランスに配慮した事業ポートフォリオの再編を模索する必要があると考えられておりました。

このような状況の下、当社及びJトラストそれぞれが、これらの課題を迅速かつ確実に解決できる最適な施策を模索しており、また、当社とJトラストは、2019年3月27日より業務提携契約を締結している関係であることから、2020年6月頃から様々な可能性について協議を開始いたしました。

当社としましては、様々な施策を検討した結果、当社グループにとって事業領域の拡大チャンスとなり、また、Fintech事業におけるシナジー効果への期待と収益基盤の強化が図れる本株式交換案（下記、本株式交換スキーム図参照）を2020年7月上旬にJトラストへ提案いたしました。

【本株式交換のスキーム図】



具体的には、韓国はFintech産業が発展しているため、JT親愛貯蓄銀行内において「韓国Fintech技術」が優れており、JT親愛貯蓄銀行を当社の傘下にするすることで、「韓国Fintech技術」の輸入が可能となり、今後のFintech事業構築が加速化されると考えております。また、保有資産の効率化等によるシナジー効果を通じて、クラウドファンディング分野において投資意欲の高い韓国への進出が可能であると考えに至りました。

当社の提案後、Jトラストにおきましても個別事業の本源的価値実現の検討が行われ、Fintech事業を通してシナジー効果のある当社との本株式交換の実行により投資収益が期待できると判断され、本株式交換が実現する方向となりました。

このように、今後の当社グループの成長による企業価値向上が、全てのステークホルダーの皆様のご期待にお応えできるものであると判断し、本株式交換契約の締結に至りました。

## (2) 本優先株式発行による株式交換を選択した理由

本株式交換実行により、当社は大量の種類株式を発行することになりますので、徐々にではありますが希薄化が生じる懸念要素はありますが、普通株式ではなく複数の条件設定が可能な種類株式の発行による株式交換が、当社の経営の独立性が維持され、急激かつ大規模な希薄化の発生を抑制できると判断いたしました。その後、法令上の制約等も念頭におき、Jトラストと共に検討を重ねた結果、本株式交換を実現することが可能となりました。Jトラストとしましても、当社の普通株式を保有し続け、当社をグループ傘下とすることは意図しておらず、本優先株式を普通株式に転換し、普通株式の売却によるキャピタルゲインを得ることを目指しておられます。

## (3) 本優先株式発行条件が合理的であると判断した根拠

当初転換価額は、割当先であるJトラストとも協議の上、発行決議日の前日に先立つ20営業日間の東京証券取引所（以下、「東証」といいます。）における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」といいます。）の平均値（1円未満の端数は切り上げる）の90%に決定いたしました。株価水準については、発行決議日の前日の終値などの一時点での株価を基準とするよりも、一定期間の株価の平均値を採用することが妥当であるとの判断によるものです。また、90%を乗じて算出した点については、算出した127円が第三者算定機関の算定結果のレンジ内であること、転換請求権の行使制限、譲渡制限、担保制限等を設定していることから合理的と判断しております。

発行総額は、当初転換価額127円に100を乗じた12,700円に、本株式交換により発行する当社の株式数（本優先株式数：1,700,788株）を乗じた216億7,600円となっております。

なお、当社が発行予定であります本優先株式の概要は下記のとおりであります。

### 【本優先株式発行要項の概要】

|             |                                                                               |
|-------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発行期日    | 2020年11月1日（予定）                                                                |
| (2) 発行株式数   | 本優先株式：1,700,788株<br>普通株式の潜在株式数:170,078,800株（希薄化率：486.4%）                      |
| (3) 払込金額    | 1株につき当初転換価額127円×100（本優先株式1株につき普通株式100株）<br>発行総額：12,700円×1,700,788株＝216億7,600円 |
| (4) 払込金額の総額 | Jトラストカードの株式を対価とし金銭による払込みを要しない                                                 |



|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (5) 割当先 | Jトラスト株式会社 1,699,140株<br>西京リース株式会社 1,648株<br>※割当先のJトラストの概要は下記に記載のとおりです。なお、割当先の西京リースの概要は割当割合が僅少であるため、記載を省略いたします。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| (6) その他 | <p>本優先株式の株主には、普通株主と同順位で配当を行います。議決権はありません。</p> <p>また、本優先株式の株主は、本優先株式取得日以降いつでも、普通株式を対価として転換請求ができませんが、下記の条件が設定されておりますので、その限度で当社普通株式の希薄化の影響が限定されることとなります。</p> <p>&lt;転換請求権の行使制限&gt;<br/>         当社の取締役会の承認なくして、転換請求を行った後に本優先株式の株主が保有することとなる普通株式の議決権割合が15%以上となる転換請求を行うことはできない。当該承認なく転換請求が行われた場合は、上記の議決権割合を超過することとなる部分に係る転換請求は無効とする。</p> <p>&lt;譲渡制限&gt;<br/>         本優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。当該承認なくして本優先株式が譲渡された場合、当該譲渡された本優先株式の転換請求権は失効するものとする。</p> <p>&lt;担保制限&gt;<br/>         本優先株式を担保に供するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。当該取締役会の承認なくして担保に供された本優先株式の転換請求権は失効するものとする。</p> |

(注1) Jトラストにおいて議決権割合が15%以上となる転換請求をする方針は現時点ではないと聞いており、また、当社としましてはJトラストの関連会社となることは回避したい方針から、議決権割合が15%以上となる転換請求の承認を行う予定は現時点ではございません。

(注2) 今後、Jトラストによる普通株式への転換が進み、当社の発行可能株式総数（2020年9月23日現在、139,875,200株）に対する発行済株式数の割合が50%となった場合には、当社は可能な限り速やかに授權枠の変更をする方針であります。

### 【本優先株式の割当先の概要】

|         |                             |
|---------|-----------------------------|
| (1) 名称  | Jトラスト株式会社                   |
| (2) 所在地 | 東京都港区虎ノ門1-7-12 虎ノ門ファーストガーデン |

|                            |                                                                                                                                  |          |          |           |
|----------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------|----------|-----------|
| (3) 代表者の役職・氏名              | 代表取締役社長 最高執行役員 江口 譲二                                                                                                             |          |          |           |
| (4) 事業内容                   | ホールディング業務                                                                                                                        |          |          |           |
| (5) 資本金                    | 547億60百万円                                                                                                                        |          |          |           |
| (6) 設立年月日                  | 1977年3月18日                                                                                                                       |          |          |           |
| (7) 発行済株式数                 | 115,469,910株 (2019年12月31日現在)                                                                                                     |          |          |           |
| (8) 決算期                    | 12月31日                                                                                                                           |          |          |           |
| (9) 従業員数                   | 4,420名 (連結)                                                                                                                      |          |          |           |
| (10) 主要取引銀行                | みずほ銀行、三井住友銀行                                                                                                                     |          |          |           |
| (11) 大株主及び持株比率             | NLHD株式会社                                                                                                                         | 25.91%   |          |           |
|                            | 藤澤信義                                                                                                                             | 11.65%   |          |           |
|                            | KOREA-SECURITIES<br>DEPOSITORY-SHINHAN INVESTMENT                                                                                | 4.97%    |          |           |
|                            | TAIYO HANEI FUND,L.P                                                                                                             | 4.82%    |          |           |
|                            | STATE STREET BANK AND TRUST<br>COMPANY 505227                                                                                    | 3.92%    |          |           |
| (12) 当事会社間の関係              |                                                                                                                                  |          |          |           |
| 資本関係                       | 当該会社とその子会社にて当社発行の新株予約権を総数357,000個保有しております。                                                                                       |          |          |           |
| 人的関係                       | 該当事項はありません。                                                                                                                      |          |          |           |
| 取引関係                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・業務提携契約を締結しております。</li> <li>・当社の本社事務所は、当該会社が賃借中の事務所に同居しており、当社は当該会社へ賃料を支払っております。</li> </ul> |          |          |           |
| 関連当事者への該当状況                | 該当事項はありません。                                                                                                                      |          |          |           |
| (13) 最近3年間の経営成績及び財政状態 (連結) | (単位：百万円)                                                                                                                         |          |          |           |
|                            | 決算期                                                                                                                              | 2018年3月期 | 2019年3月期 | 2019年12月期 |
| 資本合計                       |                                                                                                                                  | 150,776  | 110,727  | 118,953   |
| 負債及び資本合計                   |                                                                                                                                  | 656,961  | 668,377  | 731,268   |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 (円)        |                                                                                                                                  | 1,401.64 | 983.96   | 944.61    |
| 営業収益                       |                                                                                                                                  | 74,321   | 74,935   | 58,105    |
| 営業利益                       |                                                                                                                                  | 4,759    | △32,600  | 287       |

|                         |       |         |        |
|-------------------------|-------|---------|--------|
| 税引前利益                   | 2,898 | △31,135 | △312   |
| 親会社の所有者に<br>帰属する当期損失    | △731  | △36,107 | △3,249 |
| 基本的1株当たり<br>連結当期純利益 (円) | △7.11 | △349.70 | △30.69 |

(注1) 当該会社の取締役会長藤澤信義氏は当社の筆頭株主です。

(注2) 当該会社の筆頭株主であるNLHD株式会社は、当該会社の取締役会長藤澤信義氏が100%出資している会社です。

(注3) 江口譲二氏は、2020年10月30日付にてJトラストの代表取締役社長を辞任し、当社の代表取締役会長に就任予定であります。

## 2. 本株式交換契約の内容の概要

(以下、契約書写し)

### 株式交換契約書

SAMURAI&J PARTNERS株式会社 (以下、「甲」という。) とJトラストカード株式会社 (以下、「乙」という。) は、2020年9月23日付で、以下のとおり株式交換契約 (以下、「本契約」という。) を締結する。

#### 第1条 (株式交換)

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換 (以下、「本株式交換」という。) を行い、甲は、本株式交換により乙の発行済株式 (甲が保有する乙の株式を除く。) の全部を取得する。

#### 第2条 (当事者の商号及び住所)

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ以下の各号のとおりである。

(1) 甲 (株式交換完全親会社)

商号：SAMURAI&J PARTNERS株式会社

住所：東京都港区虎ノ門一丁目7番12号

## (2) 乙（株式交換完全子会社）

商号：Jトラストカード株式会社

住所：宮崎市千草町4番17号

### 第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

1. 甲は、本株式交換に際し、本株式交換により甲が乙の発行済株式の全部を取得する時点の直前時（以下、「本基準時」という。）における乙の株主のうち甲を除く株主に対し、以下のとおり甲のA種優先株式（その内容は、別紙1に記載のとおりとし、以下、「本優先株式」という。）を割当交付する。
  - (1) 乙の普通株式1株に対し、本優先株式1.26832株
  - (2) 乙の第二種優先株式1株に対し、本優先株式7.57156株
2. 前項に従い割り当てる本優先株式の数に1株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第234条の規定に従い、これを処理する。

### 第4条（増加すべき資本金及び準備金の額）

本株式交換に際して増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、甲が別途定める。

### 第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生じる日（以下、「効力発生日」という。）は、2020年11月1日とする。但し、本株式交換の手續の進行その他の事情により必要な場合には、甲及び乙は、協議のうえこれを変更することができる。

### 第6条（株式交換契約承認株主総会）

1. 甲及び乙は、2020年10月30日を開催日としてそれぞれ臨時株主総会を招集し、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項（甲において本優先株式を発行するための定款変更を含む。）に関する決議を求めるものとする。但し、本株式交換の手續の進行その他の事情により必要な場合には、甲及び乙は、協議のうえこの開催日を変更することができる。
2. 前項に定める甲又は乙の臨時株主総会において、本契約又は本株式交換に必要な事項の承認が得られない場合、本契約はその効力を失うものとする。

### 第7条（本株式交換に係る条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲及び乙は、協議のうえ書面で合意することにより、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

### 第8条（合意管轄）

甲及び乙は、本契約に関して生じた紛争につき、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

### 第9条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

2020年9月23日

東京都港区虎ノ門一丁目7番12号  
甲：SAMURAI&J PARTNERS株式会社  
代表取締役 山口 慶一 ㊞

宮崎市千草町4番17号  
乙：Jトラストカード株式会社  
代表取締役 飯森 義英 ㊞

## 別紙 I 「A種優先株式発行要項」

### A種優先株式発行要項

#### 1. 発行株式の種類

Nexus Bank株式会社※A種優先株式（以下、「A種優先株式」という。）  
※2020年11月1日付にてSAMURAI&J PARTNERS株式会社より商号変更

#### 2. 発行株式数

1,700,788株

#### 3. 払込金額

1株につき当初転換価額×100（A種優先株式1株につき普通株式100株）

#### 4. 払込金額の総額

Jトラストカード株式会社の株式を対価とし金銭による払込みを要しない。

#### 5. 配当金

当社は、当会社定款第37条に定める剰余金の配当を行うときは、当該剰余金の配当に係る基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載または記録されたA種優先株式を有する株主（以下、「A種優先株主」という。）またはA種優先株式の登録株式質権者（以下、「A種優先株式質権者」という。）に対して、配当基準日の最終の株主名簿に記載または記録された普通株式を有する株主（以下、「普通株主」という。）または普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株式質権者」という。）と同順位にて、A種優先株式1株につき、以下の算式により算出される額の剰余金の配当を行う。また当会社定款第38条に定める中間配当を行うときも同様とする配当を行う。

$$\text{配当すべき剰余金の額} = \text{普通株式1株あたりの配当額} \times \frac{\text{A種優先株式1株あたりの払込金額}}{\text{当該配当実施時点における転換価額}}$$

## 6. 残余財産の分配

当社は、残余財産を分配するときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者に先立ち、A種優先株式1株につきA種優先株式1株当たりの払込金額相当額の金銭を支払う。また、分配後にもなお残余財産があるときは、A種優先株主またはA種優先株式質権者に対して、普通株主または普通株式質権者と同順位にて、A種優先株式1株につき、以下の算式により算出される額の金銭を支払う。

$$\text{分配すべき残余財産の額} = \text{普通株式1株あたりの分配額} \times \frac{\text{A種優先株式1株あたりの払込金額}}{\text{当該分配実施時点における転換価額}}$$

## 7. 議決権

A種優先株主は、株主総会において議決権を有しない。

## 8. 現金対価の取得請求権（償還請求権）

A種優先株主またはA種優先株式質権者は、当会社に対し金銭を対価としてA種優先株式の全部または一部を取得することを請求することができない。

## 9. 普通株式対価の取得請求権（転換請求権）

### (1) 転換請求権の内容

A種優先株主は、A種優先株式取得日以降いつでも、当会社に対し本項(2)及び(3)に定める条件で、普通株式を対価として、その保有するA種優先株式の全部または一部を取得することを請求すること（以下、「転換請求」という。）ができる。なお、転換請求は、転換請求をした日における当会社の発行可能株式総数の範囲内とし、発行可能株式総数を超える部分については転換請求がなされなかったものとみなす。

### (2) 転換請求権の行使制限

前項の定めにかかわらず、A種優先株主は、当会社の取締役会の承認なくして、転換請求を行った後に当該A種優先株主が保有することとなる普通株式の議決権割合（当会社の全ての普通株式（自己株式を除く。）に係る議決権の数に対する、当該A種優先株主及びその共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項で定義されるものをいう。）が保有する普通株式に係る議決権の数の割合をいう。）が15%以上となる転換請求を行うことはできない。当該承認なく転換請求が行われた場合は、上記の議決権割合を超過することとなる部分に係る転換請求は無効とする。

ただし、当会社の普通株式につき、株式会社東京証券取引所において上場廃止が決定さ

れたときは、本(2)に定める制限は、将来に向かってその効力を失うものとする。

(3) 取得と引換えに交付すべき財産

- ① 当社は、A種優先株主が転換請求を行った場合、当該A種優先株主の有するA種優先株式を取得するのと引換えに、当該A種優先株主に対して、次に定める条件により当社の普通株式を交付する（以下、当該取得を行う日を「普通株式対価取得請求権取得日」という。）。なお、A種優先株主に交付される普通株式数の算出に際し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとし、会社法第167条第3項に定める金銭による調整は行わない。

$$\begin{array}{l} \text{取得と引換えに} \\ \text{交付すべき} \\ \text{普通株式数} \end{array} = \frac{\text{A種優先株式1株当たりの払込金額} \times \text{転換請求が行われたA種優先株式の数}}{\text{転換価額}}$$

② 転換価額

当初転換価額は、127円とする。

③ 転換価額の調整

(ア)当社は、A種優先株式の発行後、以下の(イ)に掲げる各事由により普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合においては、次に定める算式（以下、「転換価額調整式」という。）をもって転換価額を調整する。

$$\begin{array}{l} \text{調整後} \\ \text{転換価額} \end{array} = \begin{array}{l} \text{調整前} \\ \text{転換価額} \end{array} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、算定基準日（以下の(イ)(i)から(v)までの各事由に係る基準日が定められている場合はその日を指し、基準日が定められていない場合は当該事由に基づく普通株式交付の効力発生が生じる日の1ヶ月前の日をいう。以下において同じ。）における当社の発行済普通株式数から算定基準日における当社の有する普通株式数を控除し、更に、算定基準日時点における発行会社の普通株式以外の株式等（その取得、



転換、交換または行使により普通株式が交付されるものを指すが、A種優先株式は除く。また、当会社の保有するものは除く。)が当該時点で全て取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付により増加する普通株式の数を加えた数とする。

転換価額調整式で使用する「交付普通株式数」は、以下の(イ)に基づき株主に交付される普通株式数(但し、以下の(イ)(v)に関しては、交付される取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利の全てが当初の条件で取得、転換、交換または行使され普通株式が交付されたと仮定した場合における当該交付に係る普通株式数)とするが、普通株式の株式分割が行われる場合((イ)(i)の場合)には、株式分割により増加する普通株式数(基準日における当会社の有する普通株式に関して増加した普通株式数を含まない。)とし、普通株式の併合が行われる場合((イ)(iv)の場合)には、株式の併合により減少する普通株式数(効力発生日(当該併合のための基準日がある場合には基準日)における当会社の有する普通株式に関して減少した普通株式数を含まない。)を負の値で表示して使用するものとする。

転換価額調整式で使用する「1株当たりの払込金額」は、以下の(イ)(i)、(ii)及び(iv)の場合は0円とし、(イ)(iii)の場合は当該払込金額(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には適正な評価額とする。)、(イ)(v)の場合は(イ)(vi)で定める対価の額とする。

(イ)転換価額調整式によりA種優先株式の転換価額の調整を行う場合及びその調整後の転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

(i) 普通株式の株式分割をする場合

調整後の転換価額は、普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

(ii) 普通株式の無償割当てをする場合

調整後の転換価額は、無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iii) 以下の(ウ)(ii)に定める時価を下回る払込金額をもって普通株式を交付する場合(当会社の交付した取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本③において同じ。)の取得と引換えに交付する場合または普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本③において同じ。)その他の証券もしくは権利の転換、交換または行使により交付する場合を除く。)

調整後の転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられた場合には当該払込期間の最終日とする。以下において同じ。）の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の普通株主に募集株式の割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(iv) 普通株式の併合をする場合

調整後の転換価額は、株式併合の効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、当会社の株式併合のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(v) 取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権であって、その取得と引換えに以下の(ウ)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式を交付する定めがあるものを交付する場合（無償割当ての場合を含む。）、または(ウ)(ii)に定める時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権その他の証券もしくは権利を交付する場合（無償割当ての場合を含む。）

調整後の転換価額は、取得請求権付株式、取得条項付株式もしくは取得条項付新株予約権、または新株予約権その他の証券もしくは権利（以下、「取得請求権付株式等」という。）が交付される日または無償割当ての効力発生日の翌日以降これを適用する。ただし、普通株主に取得請求権付株式等の割当てを受ける権利を与えるためまたは無償割当てのための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

(vi) 上記(v)における対価とは、取得請求権付株式等の交付に際して払込みその他の対価関係にある支払いがなされた額（時価を下回る対価をもって普通株式の交付を請求できる新株予約権の場合には、その行使に際して出資される財産の価額を加えた額とする。）から、その取得、転換、交換または行使に際して取得請求権付株式等の所持人に交付される普通株式以外の財産の価額を控除した金額を、その取得、転換、交換または行使に際して交付される普通株式の数で除した金額をいう。

(ウ) (i) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第一位まで算出し、その小数第一位を切り捨てる。

(ii) 転換価額調整式で使用する時価は、調整後の転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日（終値のない日を除く。）の終値（気配表示を含む。）の単純平均値（円位未満小数第二位まで算出し、その小数第二位を四捨五入する。）とする。

(エ) 上記(イ)に定める転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合に該当すると当会社の取締役会が合理的に判断する場合には、当会社は、必要

な転換価額の調整を行う。

(i) 当会社を存続会社とする合併、他の会社が行う吸収分割による当該会社の権利義務の全部もしくは一部の承継、または他の株式会社が行う株式交換による当該株式会社の発行済株式の全部の取得のために転換価額の調整を必要とする場合。

(ii) 転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要がある場合。

(iii) その他、転換価額調整式で使用する「既発行普通株式数」の変更または変更の可能性の生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とする場合。

(オ) 転換価額調整式により算出された調整後転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満の場合は、転換価額の調整は行わないものとする。ただし、本(オ)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。

(カ) 上記(ア)ないし(オ)により転換価額の調整を行う場合、当会社は、予め書面によりその旨ならびにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を株主名簿に記載された各A種優先株主に通知する。ただし、その適用の日の前日までに当該通知を行うことができない場合、適用の日以降速やかにこれを行う。

(キ) 転換価額は、希釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合または算定の結果が不合理となる場合には、当会社の取締役は、転換価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講じる。

(4) 転換請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(5) 転換請求の効力発生

転換請求の効力は、転換請求に要する書類が上記(4)に記載する転換請求受付場所に到着したときまたは当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。

## 10. 株式併合または分割

当会社は、法令に別段の定めがある場合を除き、A種優先株式について株式の併合または分割は行わない。

## 11. 譲渡制限

- (1) A種優先株式を譲渡により取得するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。ただし、担保提供された株式に係る担保権の実行（法定の手続によるもののほか、法定の手続によらない任意売却又は代物弁済による実行を含む。）に伴う、担保権者又はその子会社若しくは関連会社に対する譲渡による株式の取得については、取締役会の承認があったものとみなす。また、A種優先株主は、当社に対し、当該譲渡の承認請求を行うにあたり、会社法第138条第1号ハの請求を行うことができる。
- (2) 前号の取締役会の承認なくしてA種優先株式が譲渡された場合、当該譲渡されたA種優先株式の転換請求権は失効するものとする。

## 12. 担保制限

A種優先株式を担保に供するには、当社の取締役会の承認を受けなければならない。当該取締役会の承認なくして担保に供されたA種優先株式の転換請求権は失効するものとする。

以上

### 3. 会社法施行規則第193条に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 交換対価の相当性に関する事項

##### ①本株式交換に係る割当ての内容

|                 | 当社<br>(株式交換完全親会社)   | Jトラストカード<br>(株式交換完全子会社) |
|-----------------|---------------------|-------------------------|
| 本株式交換比率         |                     |                         |
| Jトラストカード普通株式    | 1                   | 1.26832                 |
| Jトラストカード第二種優先株式 | 1                   | 7.57156                 |
| 本株式交換により交付する株式数 | 当社A種優先株式：1,700,788株 |                         |

##### (注1) 株式の割当比率

Jトラストカードの普通株式1株に対して、当社の本優先株式1.26832株、Jトラストカードの第二種優先株式1株に対して、当社の本優先株式7.57156株を割当て交付いたします。

##### (注2) 本株式交換により発行する当社の株式数：本優先株式1,700,788株

なお、Jトラストカードは、本株式交換の効力発生直前の時点においてJトラストカードが保有している自己株式の全部を消却することを予定しているため、株式の割当てから除外しております。

##### (注3) Jトラストカード第二種優先株式の概要は以下のとおりです。

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (1) 発行株式数 | 12,500株                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| (2) 議決権   | 第二種優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| (3) 配当金   | <p>① 当社は、剰余金の配当を行うときは、当該配当の基準日の最終の株主名簿に記載又は記録された第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき2,000円を当該基準日が属する事業年度の初日（同日を含む。）から当該配当の基準日（同日を含む。）までの期間につき月割計算（但し、1ヶ月未満の期間については年365日の日割計算）することにより算出される額の配当を支払う。ただし、すでに当該事業年度に属する日を基準日として本項に基づく配当金の支払い又は本定款第13条ノ2ノ3に定める第二種優先中間配当金の全部又は一部の支払いを行ったときは、その支払額の累計額を控除した額とする。</p> <p>② ある事業年度において、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対して支払う配当金の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない</p> <p>③ 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金の額を超えて剰余金の配当を行わない。</p> |

|             |                                                                                                                                                         |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (4) 残余財産の分配 | <p>① 当会社の残余財産を分配するときは、第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主又は普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき400,000円を支払う。</p> <p>② 第二種優先株主又は第二種優先登録株式質権者に対しては、前項のほか残余財産の分配は行わない。</p> |
|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## ②本株式交換に係る割当ての内容の根拠等

### (イ) 割当ての内容の根拠及び理由

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、南青山FAS株式会社（以下、「南青山FAS」といいます。）を本株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定いたしました。

なお、新型コロナウイルスの影響及び韓国語対応に時間を要することを考慮し、韓国現地の三逸（サムル）会計法人（以下、「PwC韓国」といいます。）をJT親愛貯蓄銀行の普通株式に係る本株式交換比率算定のための第三者算定機関として選定し、最終的に南青山FASにて取り纏めた算定結果を入手することといたしました。

当社は、本株式交換比率の算定結果並びにJトラストカード及びJT親愛貯蓄銀行に対して実施したデューデリジェンスの結果等を総合的に勘案し、慎重に協議を重ねた結果、最終的に本株式交換比率は南青山FASが算定した株式交換比率の範囲内であり、当社の株主の皆様の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、上記3.（1）

①記載の株式交換比率が妥当であると判断し、両社間で合意となりました。

### (ロ) 算定に関する事項

#### (i) 算定機関の名称並びに当社及び相手会社との関係

当社の第三者算定機関である南青山FAS及びPwC韓国は、当社、Jトラストカード及びJT親愛貯蓄銀行の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

#### (ii) 算定の概要

南青山FASは、当社が発行する本優先株式につきましては、下記の理由により普通株式と同様の評価が可能であると判断し、また、当社普通株式が東証JASDAQ市場に上場しており、市場株価が存在していることから市場株価法（マーケット・アプローチ）を採用して算定を行っております。

市場株価法を採用した理由

- ・ 転換請求期間の定めがなく償還請求権もないため債券というよりは株式の性質に近い。
- ・ 配当は普通株主と同順位であり、確認可能な外部公表資料（有価証券報告書）より、当社は2009年1月期より配当を実施しておらず、当報告書日現在、今後の配当実施見込みが不明であるため、配当の条件を普通株式と同様と考えることができる。
- ・ 当社の自己資本比率は2020年6月末時点において42.3%であり、確認可能な外部公表資料（有価証券報告書）より、2019年12月まで50%を超えていた。直近ではクラウドファンディング分野の影響で、財務構造は金融及びノンバンクに近くなっているが、当該業種と比較して自己資本比率は高い水準であり、事業の継続性に懸念を及ぼす事象はなく、今後も平均以上に維持される見込みであることから、デフォルトリスクが低く、株式の価値は安定的である。

また、南青山FASは、本優先株式の市場株価法の算定に際し、評価基準日を2020年9月18日とし、終値単純平均株価（1カ月平均、3カ月平均、6カ月平均の平均期間）を採用し、昨今の新型コロナウイルス感染症等により安定感を欠いた市場環境であることを鑑み、異常売買の検証を実施した上で、下記の算定結果となりました。

なお、下記算定結果において複数手法による算定ではなく、株式価値を市場株価法の単独法により算定したことは、南青山FASの採用した理由において妥当であると判断しております。

【1株当たり本優先株式価値】

(単位：円)

| 評価方法  | レンジ             | 算定基準日時点 |
|-------|-----------------|---------|
| 市場株価法 | 11,522 ～ 14,103 | 13,900  |

※払込金額は本優先株式1株につき普通株式100株であることから、1株当たり普通株式価値の100倍として算定。

(ご参考)

【1株当たり普通株式価値】

(単位：円)

| 評価方法  | レンジ       | 算定基準日時点 |
|-------|-----------|---------|
| 市場株価法 | 115 ～ 141 | 139     |

| 株価採用期間  |                  | 1株当たり普通株式価値 |
|---------|------------------|-------------|
| 算定基準日   | 2020年9月18日       | 139円        |
| 直近1カ月平均 | 2020年8月19日～9月18日 | 141円        |
| 直近3カ月平均 | 2020年6月19日～9月18日 | 141円        |
| 直近6カ月平均 | 2020年3月19日～9月18日 | 115円        |
| 算定結果    |                  | 115円～141円   |

一方、南青山FASは、Jトラストカードの普通株式に係る株式価値算定は、将来の事業活動等の状況を反映させることが適切であると考え、配当割引モデル方式（以下、「DDM法」といいます。）を採用し、Jトラストカードの種類株式に係る株式価値算定は、DDM法及び二項モデルを採用しております。

なお、PwC韓国は、JT親愛貯蓄銀行の普通株式に係る株式価値算定はDDM法を採用しており、その算定結果を基に南青山FASにてJトラストカードの連結評価額として株式価値算定を行っております。

南青山FASは、評価対象会社が金融機関等であり、投資及び財務も含めたビジネスであるため、金融機関等の評価に採用される手法の一つであるDDM法を採用しております。DDM法は、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー方式の一手法であり、評価対象企業が事業運営上必要と考えられる自己資本を留保した上で、その留保額を上回る部分は株主に配当可能であるとみなして株主に帰属する価値を算出する手法です。

また、上記評価方法のほか、評価対象事業と類似する会社の株価や財務データに基づく客観的な事業価値評価が可能と考えられるマーケット・アプローチである類似会社比較法（PBR倍率法）及び貸借対照表の資産負債を時価で評価することで時価純資産額を算出し、株式価値を算定する時価純資産法を参考として採用しております。

以上の結果、評価基準日を2020年6月30日とし算定されたJトラストカードの普通株式及び第二種優先株式の1株当たり株式価値は以下のとおりです。

| 区分      | 評価方法        | 1株当たり株式価値         |
|---------|-------------|-------------------|
| 普通株式    | DDM法        | 14,262円～16,935円   |
| 第二種優先株式 | DDM法及び二項モデル | 101,972円～124,065円 |
| 全体      | DDM法及び二項モデル | 14,363円～17,080円   |

(注1) 普通株式の割引率は20%、永久成長率は0%として算定。

#### (ハ) 上場廃止の猶予期間入りとなる見込み及びその理由

本日現在、当社株式は東証JASDAQ市場に上場しておりますが、本株式交換を実施した場合におきましても当社株式は引き続き上場を維持される予定です。但し、「非上場会社を完全子会社とする株式交換」に該当し、不適當合併等に係る上場廃止審査の対象となり、東証の上場廃止基準（JASDAQ市場）に基づき「合併等による実質的存続性に係る猶予期間入り銘柄」となる可能性があります。東証より当該銘柄の指定を受けた場合におきましても、当社株式の



上場は引き続き維持されますが、当社は猶予期間内に新規上場審査の基準に準じた基準に適合していると判断されるよう最善を尽くしてまいります。

## (二) 公正性を担保するための措置

本株式交換においては、Jトラストの取締役藤澤信義氏が当社の筆頭株主であるため、本株式交換比率の公正性その他本株式交換の公正性を担保するために、以下の措置を講じております。

### (i) 当社における独立した第三者算定機関からの算定書の取得

本株式交換の公正性を担保するために、当社は、当社及びJトラスト並びにJトラストカードから独立した第三者算定機関として、南青山FASを選定し、本株式交換比率の算定を依頼し、株式交換比率算定報告書を取得しました。当該算定結果の概要は、上記②「本株式交換に係る割当ての内容の根拠等」の(ロ)「算定に関する事項」をご参照ください。

なお、当社は南青山FASから、本株式交換比率が財務的見地から妥当である旨の意見書(いわゆるフェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

### (ii) 独立した法律事務所からの助言

本株式交換の法務アドバイザーとして、当社はあさひ法律事務所を、Jトラストカードは瓜生・糸賀法律事務所をそれぞれ選定し、それぞれ本株式交換の諸手続及び取締役会の意見決定の方法・過程等について法的な観点から助言を得ております。

## (ホ) 利益相反を回避するための措置

本株式交換後において、Jトラストの取締役藤澤信義氏が当社の筆頭株主であるため、以下の利益相反を回避するための措置を講じております。

具体的には、本株式交換における検討段階より、当社とJトラストとの協議の場に藤澤信義氏は参加しておりません。

## ③本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交換に際して増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規定に従い、当社が定めるものとします。かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

(2) 本株式交換に係る新株予約権の定め相当性に関する事項  
該当事項はありません。

(3) 株式交換完全子会社に関する事項

①最終事業年度に係る計算書類等

Jトラストカードの最終事業年度（2019年4月1日から2019年12月31日まで）に係る計算書類等については、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.sajp.co.jp/>) に掲載しております。

②最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類  
該当事項はありません。

③最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項  
該当事項はありません。

(4) 当社における最終事業年度の末日後に生じた会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項  
該当事項はありません。

### 第3号議案 資本金の額の減少並びに剰余金の処分の件

今後の柔軟かつ機動的な資本政策や早期に復配できる体制を確保するため、資本金の額の減少並びに剰余金の処分（繰越利益剰余金の欠損填補）を行うことのご承認をお願いするものであります。

なお、本件は、貸借対照表「純資産の部」における勘定科目間の振替処理であり、純資産額に変更が生じるものではありません。

また、本件は、本総会におけるすべての議案が原案どおり承認可決されること及び諸手続の完了を条件とし効力を生じるものいたします。

#### 1. 資本金の額の減少の要領

##### (1) 減少する資本金の額

当社の資本金の額 2,105,581,037 円のうち、2,055,581,037 円を減少させ 50,000,000円とすることといたします。

但し、第2号議案による株式交換後に資本金の額が増加する見込みですので、その増加分及び本総会日までに資本金の額が増加となった分も合わせて減少させ、50,000,000円とすることといたします。

##### (2) 資本金の額の減少方法

発行済株式総数の変更は行わず、会社法第447条第1項の規定に基づき、資本金の額の減少を行った上で、その全額をその他資本剰余金に振り替えることといたします。

##### (3) 効力発生日

2020年12月1日（予定）

#### 2. 剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記の資本金の額の減少の効力発生後、増加するその他資本剰余金のうち、832,273,194円を繰越利益剰余金に振り替えて欠損を補填いたします。

##### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金：832,273,194円

##### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金：832,273,194円

#### 第4号議案 取締役1名選任の件

第2号議案による株式交換後の当社グループ全体の経営基盤の一層の強化及び今後のFintech事業構築の加速化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本取締役選任は、本総会におけるすべての議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、取締役候補者である江口讓二氏は、本総会終了後の取締役会において代表取締役会長に就任予定であります。取締役候補者は、次のとおりであります。

えぐち じょうじ  
江口 讓二 (1967年12月3日生)

新任

#### 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

|          |                                              |         |                             |
|----------|----------------------------------------------|---------|-----------------------------|
| 1990年4月  | 東京リース株式会社（現 東京センチュリー株式会社）入社                  | 2013年4月 | 同行営業本部担当理事                  |
| 2000年9月  | CIBC World Markets入社 アセットセキュリティソリューションディレクター | 2015年4月 | JT貯蓄銀行株式会社その他非常務理事（現任）      |
| 2003年1月  | 株式会社東京スター銀行入行 インベストメントバンキング部 ヴァイスプレジデント      | 2015年7月 | JT親愛貯蓄銀行株式会社経営本部担当理事        |
| 2004年4月  | 同行事業開発部長                                     | 2016年4月 | 同行経営本部担当専務                  |
| 2005年4月  | 同行コーポレートファイナンスビジネス シニアヴァイスプレジデント             | 2018年4月 | JTキャピタル株式会社 その他非常務非登記理事     |
| 2010年8月  | ネオラインホールディングス株式会社入社 経営戦略部マネージャー              | 2019年4月 | JT親愛貯蓄銀行株式会社 首席副社長          |
| 2011年2月  | 同社取締役                                        | 2020年3月 | Jトラスト株式会社代表取締役社長 最高執行役員（現任） |
| 2012年6月  | 株式会社カーチスホールディングス取締役会長                        |         | JT親愛貯蓄銀行株式会社その他非常務理事（現任）    |
| 2012年11月 | 親愛貯蓄銀行株式会社（現 JT親愛貯蓄銀行株式会社）入行 審査本部長           |         | JTキャピタル株式会社その他非常務理事（現任）     |

| 所有する当社の株式数 | -株 | 取締役在任期間 | - | 取締役会への出席状況 | -%（-回） |
|------------|----|---------|---|------------|--------|
|------------|----|---------|---|------------|--------|

#### 取締役候補者とした理由

江口讓二氏は、長年にわたり銀行業等に携わった豊富な経験と幅広い知識を有しており、今後の当社グループ間の連携やグループ経営全体を牽引していただけると判断し、新たに取締役としての選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 「所有する当社の株式数」は、2020年6月30日現在の株式数を記載しております。  
2. 同氏は現在、Jトラスト株式会社の代表取締役社長最高執行役員であります。2020年10月30日付にて当該会社の代表取締役社長は辞任予定であります。なお、当該会社との関係につきましてはP17の(12) 当事会社間のご関係をご参照ください。

以上





メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

